

**指定介護老人福祉施設事業
特別養護老人ホーム飯島運営規程**

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人友遊会が開設する特別養護老人ホーム飯島（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正な指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供をすることを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することをめざすものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称	特別養護老人ホーム飯島
所在地	秋田市飯島道東1丁目5番1号

(利用定員)

第4条 施設は、その利用定員を80名とする。(ユニット型個室80名)

2 ユニット数は8ユニットで、ユニットごとの入居定員は10名とする。

3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を越えて入所させないものとする。

第二章 人員

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 施設長 1名

施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。

(2) 医師 1名以上（非常勤専従）

医師の職務は、入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。

(3) 生活相談員 1名以上

生活相談員の職務は、入退所に於ける面接手続き事務等と入居者の処遇に関する事、苦情や相談等に関する事とする。

(4) 介護及び看護職員、入居者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上

介護職員 32名以上

看護職員 3名以上（常勤換算3名以上）

介護及び看護職員の職務は、介護職員は入居者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とし、看護職員は入居者の診療の補助及び看護並びに入居者の保健衛生管理とする。

(5) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士及び栄養士の職務は、栄養ケアマネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行う事とする。

(6) 機能訓練指導員 1名以上（常勤専従）

機能訓練指導員の職務は、入居者の機能訓練に関する事と、それに伴う介護職員への指導などを行う事とする。また、入居者の日常生活等を通じて行うものに関しては兼務を可とする。

(7) 介護支援専門員 1名以上（常勤専従）

介護支援専門員の職務は、入居者の要介護申請や調査に関する事、サービス計画の作成等、入居者やその家族の苦情や相談に関する事、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。また、入居者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができるものとする。

(8) 調理員 6名以上

給食業務。

(9) 事務員 3名以上

事務員の職務は、庶務及び会計事務とする。

第三章 運営

(内容及び手続きの説明と同意)

第6条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、予め入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要・従業者の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者またはその家族の同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

第7条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要支援及び要介護認定の有無および要支援及び要介護認定の有効期間を確認することとする。

- 2 施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めることとする。

(入退居)

第8条 入居

施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難な者に対し、施設サービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。
- 3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合やその他入居申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講ずることとする。
- 4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

第9条 退居

施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかと認められる入居者に対し、その入居者及びその家族の希望、その入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その入居者の円滑な退居のために必要な援助を行なう。

- 2 施設は、生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員等により、入居者について、その心身の状況やその置かれている環境等に照らし、その入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 3 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第10条 入退居記録の記載

施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入所施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載することとする。

(虐待の防止)

第11条 施設は、入居者の人権を守り、老人福祉法、介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に関する支援等に関する法律で求められている、高齢者虐待の防止のための措置を講ずることとする。

(介護の基準)

第12条 介護の取扱い

- (1) 施設は、入居者の要支援及び要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その入居者の心身の状況に応じて、その処遇を妥当適切に行なう。
- (2) 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行なう。
- (3) 施設は、その従業者が施設サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- (4) 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
- (5) 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行ない、常にその改善を図ることとする。

第13条 施設介護サービス計画

- 1 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以後「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力・その置かれている環境等の評価を通じて現に抱かえる問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望・入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期・施設サービスの内容・施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、同意を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

第14条 介護内容

- (1) 介護に当たっては、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。
- (2) 施設は、一週間に二回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、または清拭をさせる。
- (3) 施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- (4) 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、おむつを適切に取り替える。
- (5) 施設は、前各項のもの他、入居者に対し、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。
- (6) 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させることとする。
- (7) 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第15条 入居者の食事は、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。

- (2) 入居者の食事は、当該入居者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して行われるよう努める。

(機能訓練)

第16条 施設は、入居者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第17条 施設の医師及び看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第18条 施設は、入居者について、病院等に入院する必要がある場合であって、入院後概ね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入居者及びその家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにする。

(相談及び援助)

第19条 施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の適格な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

- 2 施設は、要支援及び要介護認定を受けていない利用希望者について、要支援及び要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用希望者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 3 施設は、要支援及び要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要支援及び要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第20条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者の為のレクリエーション行事を行う。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うこととする。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(通常の送迎の実施地域)

第21条 施設は、通常の送迎の実施地域を秋田市、潟上市とする。

(利用料及びその他の費用)

第22条 利用料

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める【重要事項説明書・別紙1】料金表により支払いを受ける。
 - (2) 利用料として、食費、居住費、理美容代、健康管理費、その他の費用利用料を【重要事項説明書・別紙1】料金表に掲載の料金により支払いを受ける。また、入居者が負担するのが適当と認められるものについて支払いを受ける。
 - (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階～第4段階まで）の入居者の自己負担額については、介護保険負担限度額認定証の記載による。
- 2 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得ることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め入居者又はその家族に対し説明を行い、入居者の同意を得ることとする。
 - 3 施設は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

(協力病院)

第23条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、予め協力病院を定めておく。

- 2 施設は、治療を必要とする入居者のために、予め協力歯科医療機関を定めておく。

(衛生管理等)

第24条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるように努める。

(掲示)

第25条 施設は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示する。

(秘密の保持)

第26条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密保持を厳守

する。

- 2 施設は、施設の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じることとする。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する場合は、予め文書により入居者の同意を得ることとする。

(苦情の処理)

第27条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

(事故発生時の対応)

第28条 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・入居者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。

(緊急時等の対応)

第29条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第30条 施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について予め対策をたて、職員及び入居者に周知徹底を図るため、定期的に避難訓練などを実施する。

(その他の事項)

第31条 施設は、入居者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 施設は、職員の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。
- 3 施設は、職員に対し身分証明書を発行し、職員はその勤務中はその身分証明を携行する事により、入居者又はその家族から求められた時にはこれを提示して身分を明らかにすることとする。
- 4 施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及協力を行う等の地域との交流を深めることとする。
- 5 事業所の従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- 6 従業者でなくなった者についても秘密を保持させるため、その旨を雇用契約内容に明記する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第32条

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります

- 2 虐待防止のための指針を整備します
- 3 従業者に対し虐待防止のための研修を年1回以上、新規採用時に実施します
- 4 管理者及び従業者は利用者が虐待を受けている時又は虐待を受けている可能性がある場合は、速やかに市町村へ連絡します
- 5 上記1から4までを適切に実地する為の担当を管理者が行います

(業務継続計画(BCP)の策定に関する事項)

第33条

- 1 事業所は、感染症や非常災害時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策について)

第34条

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に上げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(従業者の就業環境の確保について(パワハラ・セクハラ)の防止)

第35条

事業所は適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(身体拘束)

第36条

- 1 身体拘束は原則行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合に限り、身体拘束廃止委員会の作成したマニュアルに従い、身体拘束その他の利用者様の行動を制限する行為を行うこととする。
- 2 身体拘束その他の利用者の行動を制限する行動を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を説明し同意を得ることとする。
- 3 緊急やむを得ず身体拘束を行った場合は、その詳細についてを経過記録に記載することとする。
- 4 身体拘束委員会の設置により、随時身体拘束の解除に向けての検討を行うこととする。
- 5 身体拘束廃止、改善のための職員教育、研修の実施を行うこととする。

(口腔衛生管理)

第37条

- 1 口腔衛生、食事委員会を設置し、施設内での口腔衛生管理に取り組むこととする。
- 2 口腔衛生管理のための指針を整備する。
- 3 歯科医師及び歯科衛生士による研修、指導を受け口腔衛生に関する知識、技術の習得に努める。

この規程に定めるもののほか、施設の運営管理に関して必要な事項は、施設の管理者が別に定める。

附則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成27年7月1日から施行する。
3. この規程は、平成27年8月1日から施行する。
4. この規程は、平成27年9月1日から施行する。
5. この規程は、平成27年12月1日から施行する。
6. この規程は、平成28年4月1日から施行する。
7. この規程は、平成28年10月1日から施行する。
8. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
9. この規程は、令和4年2月1日から施行する。
10. この規程は、令和5年1月1日から施行する。
11. この規定は、令和6年4月1日から施行する。